平成30年度 地域包括支援センター運営法人の選定について

1. 方法

- 地域包括支援センターの運営法人は、圏域ごとに公募し、公平中立で適切な運営が確保される法 人を選定により決定する。
- 法人の選定については、運営協議会設置要綱第7条の規定により設置される「選定部会」において行う。
- 今年度も昨年同様、認知症初期集中支援推進事業を受託する強化型地域包括支援センターの運営 法人も同時に選定する。

2. 公募対象法人

○ 公募対象は、老人福祉法第 20 条の 7 の 2 第 1 項に規定する老人介護支援センターの設置者、社会福祉法人、医療法人、公益財団法人、公益社団法人及び特定非営利活動法人とする。

3. 委託期間

○ 委託期間は平成31年4月から、4年間とする。

4. 選定スケジュール

○ 募集要項、選定基準、選定スケジュール等の詳細については、選定部会において決定することとするが、十分な引継ぎ等の準備期間を確保し円滑に移行を進めていくため、年内中には受託予定法人を決定することを目指して手続きを進める。

選定スケジュールの概要

5月31日 第1回大阪市地域包括支援センター運営協議会選定部会開催

6月28日 第1回大阪市地域包括支援センター運営協議会で選定部会の報告

7月20日~9月21日予定 募集要項公表、説明会、応募受付

- 11月4日 選定部会(審査)
 - ・応募法人の審査、審議結果取りまとめ
- 11 月中旬~12 月上旬予定

大阪市地域包括支援センター運営協議会

・受託予定法人の決定

5. 提案審査評価項目及び配点【地域包括支援センター】

	評価項目	配点
法人に関する事項	法人として安定した運営を行える能力があるか? センター運営にあたっての基本方針 経営の健全性・安定性 高齢者の保健・医療・福祉・介護に関する実績 法人として社会的責任を果たしているか? 就職困難者等の雇用への取り組み 環境への取り組み	20
センター運営に関する事項	センターを運営するにあたっての体制が整っているか? ・ 職員の配置計画と実行性 ・ 職員の研修体制 ・ 利用者の利便性に配慮した設置場所と必要スペースの確保 ・ 公平性・中立性確保のための方策 ・ 個人情報保護の取組みと体制 ・ 苦情解決の取組みと体制	30
事業計画	実効性のある適切な事業計画が立てられているか? ・ センター業務実施計画とその具体性 ・ 地域包括ケア推進に向けた取り組みについて ・ 地域ケア会議について ・ 具体的事例への対応 ・ 広報啓発活動への取組みの考え方	50
前回の委託期間の実績	前回の委託期間における地域包括支援センター業務の 実績 (加点・減点で配点、減点最大-8、加点最大+7)	-8 ∼7

6. 提案審査評価項目及び配点【認知症強化型地域包括支援センター】

評価項目	評価の視点	配点	
受託にあたっての基本方針	・事業実施対象区における認知症初期について の課題認識	- 20 点	
(事業趣旨と目的の理解度)	・認知症地域支援推進員としての視点や活動内 容	20 点	
	〈本業務実施にかかる具体的内容〉 ・地域に潜在する対象者へのアプローチ手法の 内容及び具体性		
企画提案書	<本業務実施にかかる具体的内容> ・若年性認知症の方への支援のための課題認識	50 点	
	〈区の認知症施策推進にかかる具体的取り組み〉		
具体的事例への対応	・対応のポイントについて提示する。	10 点	
従事者の採用と配置計画書 (本業務にかかる実施体制)	<事業実施体制> ・業務を円滑に進めるにあたり十分な実施体制 であるか	20 点	

平成30年度に運営法人の公募を実施する 地域包括施支援センターの圏域

	区	圏域名(仮称)	圏域の範囲	圏域内高齢者数	委託期間 H31.4~
		SII	(圏域に含まれる学校区等)	(H30推計)	1101.4
1	港区	港区	弁天小、磯路小、市岡小、田中小、波除小、南市岡小	13,216	
2	ree	南部	三先小、池島小、八幡屋小、港晴小、築港小	9,186	
3	大正区	大正区	小林小、平尾小、鶴町小、南恩加島	8,492	
4	人正区	北部	泉尾東小、北恩加島小、三軒家西小、三軒家東小、 泉尾北小、中泉尾小	11,698	
5	西淀川区	西淀川区	柏里小、歌島小、御幣島小、香養小、野里小、佃小、佃西小、佃南小	13,210	
6	四促川区	南西部	姫島小、姫里小、福小、大和田小、川北小、出来島小	10,886	
7		東淀川区	豊新小、豊里小、豊里南小、大桐小、大道南小	10,699	
8	東淀川区	北部	井高野小、東井高野小、大隅東小、大隅西小、小松 小	12,336	4年
9	来促川区	南西部	啓発小、西淡路小、東淡路小	11,339	4+
10		中部	菅原小、新庄小、下新庄小	8,097	
11	東成区	北区	中本小、中道小、東小橋小、北中道小、宝永小、東中本小	10,650	
12	米风凸	南部	片江小、今里小、大成小、深江小、神路小	10,332	
13		西成区	橘小、新今宮小の一部、岸里小、晴明丘小、晴明丘 南小	17,774	
14	西成区	玉出	千本小、玉出小、南津守小	9,230	
15		北西部	長橋小、北津守小、松之宮小、梅南津守小	7,294	
16		東部	天下茶屋小、新今宮小の一部、金塚小	8,238	

地域包括支援センター運営法人公募にかかる法人条件の変更について (平成29年度選定)

国①	国② 【写生労働省通知》	 大阪市 《募集要項》
◆老人介護支援センターの設 置者	・ ◆老人介護支援センターの設 置者	・ ◆老人介護支援センターの設 ・ 置者
◆医療法人	· ◆医療法人	· ┃◆医療法人
◆社会福祉法人	I I ◆社会福祉法人	I I ◆社会福祉法人
◆包括的支援事業を実施する ことを目的とする一般社団 法人・一般財団法人	◆包括的支援事業を実施する ことを目的として設置され た公益法人	◆一般社団法人・一般財団 上 法人
◆特定非営利活動法人	! ◆特定非営利活動法人	! ◆特定非営利活動法人
 ◆市町村が適当と認めるもの 	↓◆市町村が適当と認めるもの↓	

[※]国① 介護保険法第115条の47 介護保険法施行規則第140条の67

国② 地域包括支援センターの設置運営について(平成18年10月18日 厚生労働省老健局計画課長 振興課長 老人保健課長 通知 大阪市 地域包括支援センター運営法人及び認知症強化型地域包括支援センター運営法人支援センター運営法人 募集要項(平成29年7月) ※一部事務組合、広域連合を組織する市町村は除く

地域包括支援センター運営法人公募にかかる法人条件の変更について (平成30年度選定)

 国① 国① I 《介護保険法・施行規則》 I	国② I 《厚生労働省通知》 I	大阪市 、
◆老人介護支援センターの設 置者	・ ◆老人介護支援センターの設 置者	・ ◆老人介護支援センターの設 置者
◆医療法人	●医療法人	◆医療法人
◆社会福祉法人	· · ◆社会福祉法人	I I ◆社会福祉法人 I
◆包括的支援事業を実施する ことを目的とする一般社団 法人・一般財団法人	◆包括的支援事業を実施する ことを目的として設置され た公益法人	◆公益社団法人・公益財団 法人
◆特定非営利活動法人	· □◆特定非営利活動法人	▶ ◆特定非営利活動法人
◆市町村が適当と認めるものI	 ◆市町村が適当と認めるもの 	

[※]国① 介護保険法第115条の47 介護保険法施行規則第140条の67

国② 地域包括支援センターの設置運営について(平成18年10月18日 厚生労働省老健局計画課長 振興課長 老人保健課長 通知) 大阪市 地域包括支援センター運営法人及び認知症強化型地域包括支援センター運営法人支援センター運営法人 募集要項(平成30年7月) ※一部事務組合、広域連合を組織する市町村は除く

【法人ベン図】

一般社団法人•一般財団法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八 号)

非営利型法人

法人税法(昭和四十年法律第三十四号)

非営利性が徹底された法人

法人税法施行令(昭和四十年 政令第九十七号)

共益的活動を目的とする法人

法人税法施行令(昭和四十年 政令第九十七号)

公益社団法人 • 公益財団法人

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年 法律第四十九号)

医療法人

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)

老人介護支援 センターの設置者 (設置できる者)

老人福祉法(昭和三十八年 法律第百三十三号)

社会福祉法人

社会福祉法(昭和二十六 年法律第四十五号)

特定非営利活動法人

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)